

令和 6 年度 事業計画

昨年は、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後、社会活動の再開と感染予防の両立という新たな一歩を踏み出した年でした。しかし、年末に向け徐々に感染者は増加に転じ、本会でも職員や利用者のなかに感染が広がる事態となりました。新年度も感染症が終息していない状況であることから、感染症等マニュアルに基づく対応が求められます。

元日には令和 6 年能登半島地震が発生しました。お亡くなりになられた皆様にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様、ご家族をご心配されている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。阪神淡路大震災から 29 年、東日本大震災から 13 年、北海道胆振東部地震から 6 年を迎えます。この間、甚大な被害を伴う地震が続いております。被害を受けられた皆様の安心安全と、一日も早く日常生活を取り戻せるよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、本市の現状は、総人口(1月末)18,930 人、老人人口 8,346 人、高齢化率 44.1% のまちとなり、将来推計人口も減少傾向にあるなか、多様化する地域生活課題が山積しています。そのようななか、新型コロナウイルス感染症が私たちの日常に影響を及ぼすようになってはや 4 年が経過しています。その影響は、様々な領域に現れており、地域では、町内会や老人クラブ活動の休止や解散、社会的孤立の拡大、昨年は災害級の積雪を記録し、住み慣れた地域や住民同士のつながりの希薄化が加速しています。改めてつながることの意味や、人づくりについては継続的に取組まなければならない課題なのではないでしょうか。

本年度は、第 5 期地域福祉実践計画の初年度の年となります。本計画を推進するにあたり、市民の皆様や関係団体と協働し、わがまち・わが地域へのつながりと人づくりにこだわった取組みを進めてまいります。同時に住み慣れた地域の住民同士による地域福祉活動を維持・継続できるよう支えてまいります。また、この間、災害ボランティアセンターに関する協定を締結した市や関係団体と自然災害を想定した研修等を企画し、その体制づくりや行動手順について検討してまいります。さらに、障がい者から高齢者まで多岐にわたる事業に対し、その総合化と人材養成が求められており、次の事項を重点に進めてまいります。

1. 地域福祉活動と介護保険等事業を一体的に推進するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、それら事業を支える人材活用と養成を進めます。
2. 今回の介護報酬改定への対策を進め、安定的な介護保険等事業経営に取組みます。また、介護保険等事業所は BCP(事業継続計画)策定が義務化され、その計画の充実を図ります。
3. 本会の強みを生かした介護人材の養成に取組み、介護職員初任者研修から介護福祉士実務者研修、介護福祉士受験対策講座等を開講し、介護人材の養成と従事者のスキルアップを目指します。

本会では、多くの市民の皆様に参加・協力して頂けるよう、分かりやすい情報を提供するとともに、市民の皆様や関係団体、市と連携を図り、多様な福祉ニーズに対応することで誰もが安心して、自立した生活ができるよう、地域福祉活動でまちづくりを進めてまいります。

第5期地域福祉実践計画 事業の概要と取組みの方向

～「つながり」の輪で笑顔あふれる福祉のまちへ～

【1つめの柱 「地域で『つながる』支え合いの輪】

地域住民等の『つながり』を深めるために以下の事業に取り組みます

◎重点実践活動

事 業 名	取り組みの方向など
1 地域福祉委員設置事業	1 今年度改選期を迎えます。役割の再確認を行うとともに、町内会・民生委員と連携し活動できる仕組みづくりを進めていきます
2 地区社協設置事業	2 地域の課題把握のため組織としての役割の広報と新規設置を進めます
3 町内会等地域活動支援事業	3 町内会や地域活動を行う団体の福祉活動に役立ていただくため利用促進、財源としての共同募金についても合わせて広報に努めます
4 救急医療情報キット設置助成事業	4 地域での安心安全に役立つツールとして利用促進すると同時に、情報の更新についても情報提供に努めます
5 防災に対する取組み ・地域災害講座の開催	5 防災を通じた地域福祉活動として、行政や地域と連携し講座などを行います
6 地域福祉活動等用具貸出の実施	6 (貸出し物品) 車椅子・行事用テント・パイプ椅子・折りたたみベンチと机・高齢者疑似体験セット・餅つき機・舞台・かき氷機・スロープ付福祉車両等、地域からの要望に柔軟に対応し地域活動を支援します
7 除雪機の貸出し (市より貸与)	7 町内会やボラ団体が除雪ボランティアを行う際の負担軽減とささえあい活動の普及を目的に貸出します
8 生活支援体制整備事業 ・住民参加型支えあい活動 (サロン開催) ・生活便利帳の運用 ・支え合いを広げる協議会の開催	8 住民が地域のことを話し合い自ら活動できる場としてサロン活動の後方支援を行うとともに、多世代との交流事業を通じて活性化を図ります
9 地域支え合い推進事業業務 市受託	9 集落支援員と協働し地域懇談会など実施し町内会等の支援にあたります
10 美唄市民生児童委員協議会連合会事務局	10 事務局として委員活動・会運営に協力し地域活動者の支援に努めます
11 美唄市シルバークラブ連合会事務局	11 事務局として活動に協力し市内老人クラブの活き活きとした活動を支援します

【2つめの柱 「支援で『つながる』協働の輪】

個別支援等を通じて、福祉事業者、施設やボランティア団体など組織同士の『つながり』を深めるため以下事業に取り組みます

◎重点実践活動 1 安心して相談できる機関として相談事業の発展向上につとめます

事業名	取り組みの方向など
1 一般相談（電話相談含む）	1 月～金の 9～17 時 職員による相談
2 心の健康相談	2 二ヵ月に 1 回 臨床心理士による
3 介護・障がい福祉相談	3 月～金の 9～17 時 職員による相談
4 権利擁護相談	4 //
5 法律相談 市受託	5 第 2 水曜日の 13～16 時 弁護士による

◎重点実践活動 2 地域ささえあいの意識醸成、認知症、権利擁護等について学習会等を実施するほか、行事や会議等で関係機関との連携を図ります

事業名	取り組みの方向など
1 市民ふれあいまつりの開催	1 共生社会の普及と多様な組織とのつながりを深めることを目的に開催します
2 災害ボランティアセンター運営 ・マニュアルの見直し、更新 ・模擬訓練の開催	2 災害時に備えマニュアルの見直し、更新を図るとともに関係団体と協働で運営模擬訓練を実施し、組織間つながりを深めます
3 地域研修会等の開催	3 住民・関係機関等と共に学ぶ機会とします。（随時）
4 介護や福祉に関する講師派遣	4 地域や団体の要望に応じ介護や成年後見制度などについて分かりやすくお伝えします
5 地域福祉実践計画会議の開催	5 計画策定後も定期的に開催し地域住民と計画を推進していきます
6 美唄市社会福祉大会の開催	6 隔年開催（令和 6 年度実施）
7 「美唄市地域福祉計画」との連携・協力 ・地域福祉推進大会	7 市のささえあい推進委員会への出席など、日頃から計画推進にあたり連携を図るとともに地域福祉推進大会を合同で開催し地域福祉実践計画とともに住民への啓発を行います

◎重点実践活動 3 権利擁護へのとりくみ

事業名	取り組みの方向など
1 日常生活自立支援事業 道社協受託	1 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います ・対象者への情報提供・福祉サービス利用援助事業の契約促進 ・日常生活自立支援事業にかかる相談受付 ・生活支援員の選任、支援活動のフォロー ・利用者の通帳または印鑑の預かり
2 成年後見支援センターの設置、運営 中核機関の運営 市受託	2 高齢者、障がい者の「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについて相談に応じ、様々な権利が守られるように支援します。 ・成年後見制度（法人後見）の実施 ・成年後見制度の周知・啓発 ・〃 に関する相談業務

事業名	取り組みの方向など
1 介護人材養成事業	1・介護職員初任者研修を開催し、介護人材の養成・確保を目指します ・介護福祉士実務者研修を開催し、介護福祉士資格取得の促進、介護職員のステップアップを目指します。
2 居宅介護支援事業【ケアマネ】 生活支援センター	2 介護が必要になっても自宅で暮らしていく計画を作成します
3 予防給付マネジメント【ケアマネ】 市受託	3 要支援1、2の方へケアプランを作成
4 通所介護事業 (かがやきデイサービスセンター)	4 利用者の楽しみや活動の場を提供し、機能訓練等に取り組みます
5 生活介護 ()	5 障がい者の入浴・活動・交流の機会を提供していきます
6 認知症対応型通所介護事業 (ふれあいデイサービスセンター)	6 認知症の方へのきめ細やかなケアを提供して安心な場を提供します
7 訪問介護事業 (さわやかヘルパーステーション)	7 自立支援を意識しながら利用者と共に事業所を目指します
8 居宅介護 ()	8 障がい者の生活を支える支援を提供していきます
9 特定相談支援事業・障がい児相談支援事業 (相談支援センターいんくる)	9 障がいを持たれた方々へ生活課題を把握し自立を支援するよう計画を作成します
10 配食サービスの実施 市委託	10 調理が困難又は栄養改善・安否確認が必要な高齢者に対し、配食サービスを提供し在宅生活を支えます
11 生活福祉資金貸付事業 道社協受託	11 低所得世帯、障がい世帯等の経済的自立と生活の安定を図るため資金貸付と相談・支援を行います ・各種資金の貸付及び償還等の援助指導 ・道社協と連携し、滞納者への償還指導を行います
12 たすけあい金庫の貸付	12 市生活福祉係と連携し、保護適用となるまでの間のつなぎ資金として貸付を行います（限度額5万円） このほか、貸付が困難な人や、他にも解決すべき生活課題がある人に対しては、法人内外の関係機関と連携を図り支援します
13 生活困窮者等に対する安心サポート事業 道社協受託	13 「制度の狭間」にある生活困窮などの課題を抱える方に対し、相談支援と経済的援助を行います
14 団体事務局 ・美唄市介護家族と共に歩む会 ・美唄身体障害者福祉協会 ・美唄地区保護司会	14 事務局として協力し会活動の支援から当事者団体とのつながりを深めます

【3つめ柱 参加『つながる』人の輪】

参加から担い手の発掘・養成に取り組み、人と人の『つながり』を深めるため以下の事業に取り組みます

◎重点実践活動 1 地域住民の活動参加のきっかけづくりを応援します

事業名	取り組みの方向など
1 まちづくり講習会の実施	1 福祉に限らず様々な講習会を開催し担い手の発掘・養成、派遣に取り組みます
2 社会参加促進事業 市受託	2 障がい者の社会参加促進を目的に各奉仕員養成講習会を開催します ・手話奉仕員養成講習会（6～11月） ・要約筆記奉仕員養成講習会（9～11月）※隔年 ・声の広報発行（毎月1回） ・芸術・文化等講座（年1回程度） 3 市と協働で仕組みづくりを進めます
3 除雪ボランティア有償登録制度	

◎重点実践活動 2 市民ボランティア活動の支援に取り組みます

事業名	取り組みの方向など
1 びばい社協ボランティアセンターの運営	1 「ボランティアしたい人」と「ボランティアしてほしい人」双方のニーズ把握と需給調整を行うとともにボランティアに限らない資源として、企業社会貢献等の推進を図ります。また除雪ボランティアや災害ボランティア活動者の増員を図ります ・ボランティア活動保険受付・保険料一部助成 ・除雪ボランティアの実施
2 ボランティア団体活動助成事業	活動振興を目的に、審査委員会を経て助成します（上限1万円）

◎重点実践活動 3 福祉教育を通じて、次世代の担い手を育成します

事業名	取組みの方向など
1 福祉教育、ボランティア学習への協力支援	1 学校に対する福祉教育の支援や情報提供を通じて子どもたちの「共に生きる力」を育みます（随時） ・講師派遣と調整、器具貸出し ・学童、生徒のボランティア活動普及事業協力校の推薦
2 各種学校からの実習等の受け入れ	2 感染症の感染状況を判断しながら、受け入れについて協議していきます

【分かりやすく、親しまれ、たよりにされる社協を目指します】

重点実践活動	事業の概要
分かりやすい情報提供につとめます	・広報紙「ぽぶら」発行（年2回程度発行） ・HPの更新（随時） ・フェイスブックの更新（随時） ・社協事業PRのためのチラシ作成と配布（随時）
第5期地域福祉実践計画の推進	・第5期計画を推進します
外部団体との協力	・各福祉団体への協力と助成 【活動助成】 福祉団体助成金 11団体

事業推進のための安定した財源確保と基盤強化	<ul style="list-style-type: none">・会員構成拡大（一般会費・特別会費）・美唄市共同募金委員会の運営、募金活動の推進・総合福祉センター受託運営
会務の運営	<ul style="list-style-type: none">・正副会長会議の開催（月1回）・事業経営会議の開催（月1回）・理事会、評議員会の開催（理事会：年6回程度 評議員会：年2回程度）・定期監査（内部・外部）の実施（年4回）、・運営協議会委員の改選、開催（年2回）・衛生会議の開催（月1回）